

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年二月二十九日
指定に係る道路の位置	和光市南一丁目二千五百六十三―一地先から 二千五百六十四―四地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	九十八・四
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇